

国 地 契 第 1 7 号  
平成 1 5 年 5 月 1 5 日

各 地 方 整 備 局 長 あて

国 土 交 通 事 務 次 官

工 事 に お け る 違 約 金 に 関 す る 特 約 条 項 の 制 定 に つ い て

標記について、別紙のとおり制定し、平成15年6月1日以降に入札手続を開始する工事の請負契約について適用することとしたので、取扱いに遺憾なきを期せられたい。

(別紙)

違約金に関する特約条項

第1条 発注者(以下「甲」という。)及び請負者(以下「乙」という。)が平成 年 月 日付けで締結した [ ] の請負契約(以下「本契約」という。)に関し、乙(共同企業体にあつては、その構成員)が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、請負代金額(本契約締結後、請負代金額の変更があつた場合には、変更後の請負代金額)の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(注) [ ] の部分には、工事名を記入する。

一 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、同法第48条の2第1項又は第54条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

二 本契約に関し、乙(法人にあつては、その役員又は使用人)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第89条第1項に規定する刑が確定したとき。

第2条 乙が前条の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 住所

氏名 [分任] 支出負担行為担当官(代理)

[分任] 契約担当官(代理)

印

請負者 住所

氏名

印

(注) 請負者が共同企業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同企業体の名称並びに代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。